

静岡県道路公社管理有料道路車種区分表①（総合）

	摘 要	ナンバープレート			一般有料道路				一般自動車道 ※②	
		車種番号	プレートの 大きさ	プレートの色 ※⑨	新掛塚橋	修善寺道路	浜名湖新橋	伊豆中央道		
自 転 車					※⑦	※⑤	※⑦	※⑥	※⑤	
軽 車 両					軽車両等		軽車両等			
原 動 機 付 自 転 車	総排気量125cc以下		※①	※①						
軽自動車	乗 用	総排気量660cc以下	5ナンバー	普通板	普通車	軽自動車等	軽自動車等	軽自動車等	軽・小型・普通自動車	
	貨 物	総排気量660cc以下	4ナンバー	普通板						
	二 輪	総排気量125cc超250cc以下								白地緑字 緑地白字
小型特殊自動車	※③		※④	一般的に緑地 ※④					二 輪 軽・小型・普通自動車	
小型二輪自動車	総排気量250cc超		普通板	白地緑字緑枠 緑地白字白枠					二 輪	
小 型 自 動 車	乗 用	車長4.7m、車幅1.7m、車高2.0m、乗車定員10人、 ガソリン車の場合総排気量2,000ccのいずれをも超えないもの	5, 7 (8) ナンバー	普通板	普通車	普通車	普通車	普通車	軽・小型・普通自動車	
	貨 物		4, 6 (8) ナンバー	普通板						
普通乗用自動車	車長12.0m以下、車幅2.5m以下、車高3.8m以下で乗車定員10人以下。		3 (8) ナンバー	普通板						
普通貨物自動車	最大積載量5t未満、車両総重量8t未満	最大積載量5t以上、車両総重量8t以上20t以下で3車軸以下（新規格車は車両総重量25t以下で4車軸）	1 (8) ナンバー	普通板		中型車	中型車	中型車		
			1 (8) ナンバー	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	大型車Ⅰ	大型車	大型車	大型車	大型貨物車
			1 (8) ナンバー	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	大型車Ⅱ	特大車	特大車	特大車	
バ ス	マイクロバス	乗車定員11人以上29人以下かつ車両総重量8t未満	2 (8) ナンバー	普通板	普通車	中型車	中型車	中型車	マイクロバス	
	路線バス	許可を受けて定期的に通っているもの	2 ナンバー	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	大型車Ⅰ	大型車	大型車	大型車	路線バス
	中型バス	乗車定員29人以下かつ車長9m未満かつ車両総重量8t以上	2 (8) ナンバー	大板	白地に緑文字 緑地に白文字					バス型自動車 (その他)
	大型バス	乗車定員30人以上又は車長9m以上の車両で、かつ車両総重量8t以上	2 (8) ナンバー	大板	白地に緑文字 緑地に白文字	大型車Ⅱ	特大車	特大車	特大車	
大型特殊自動車	※③		9ナンバー	普通板					大型貨物車	

注) ① 原動機付自転車のナンバープレートは、市町村が発行する課税標識であり、一般的に50cc以下が小板白色、50cc超90cc以下が小板黄色、90cc超125cc以下が小板ピンクである。

② 伊豆スカイライン・箱根スカイライン

③ 小型特殊自動車及び大型特殊自動車の摘要については別紙参照。

④ 小型特殊自動車のナンバープレートは、市町村が発行する課税標識であるので、板の大きさ・色に例外がありうる。

⑤ 修善寺道路及び一般自動車道では、自転車、軽車両及び原動機付自転車は通行できない。（ただし側車付登録を受けた原動機付自転車は二輪車扱いとなるため通行可能。）

⑥ 伊豆中央道では、自転車及び軽車両は、料金設定はあるが、起点（長岡北インター交差点）から江間トンネル終点側出口まで、公安委員会により、通行が規制されている。

⑦ 新掛塚橋及び浜名湖新橋では、自転車については料金を設定しない。（無料）

⑧ この他に、連結車はそれぞれの車両により車種が異なる

⑨ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様など、一部、軽自動車でも白地のナンバープレート等がある。

静岡県道路公社管理有料道路車種区分表②（連結車両）

①一般有料道路

牽引車	被牽引車	修善寺道路 浜名湖新橋 伊豆中央道	新掛塚橋
軽自動車	1車軸の車両	普通車	普通車
小型特殊自動車	1車軸の車両		
軽自動車	2車軸以上の車両	中型車	
小型特殊自動車	2車軸以上の車両		
小型自動車	1車軸の車両		
普通乗用自動車	1車軸の車両	大型車	
小型自動車	2車軸以上の車両		
普通乗用自動車	2車軸以上の車両		
普通貨物自動車（中型車）	1車軸の車両		
マイクロバス	1車軸の車両		
普通貨物自動車（大型車、2車軸）	1車軸の車両		
乗合型自動車（大型車、2車軸）	1車軸の車両	特大車	大型車Ⅱ
中型車	2車軸以上の車両		
大型車（2車軸）	2車軸以上の車両		
大型車（3車軸以上）	車両		
特大車	車両		

注) ①車軸数は接地車軸の数とする。

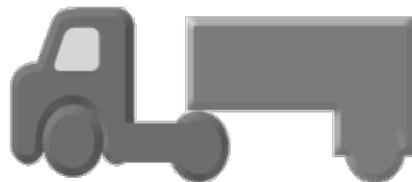
②被牽引車の複数車軸間の距離が1m未満である場合は1車軸として扱う。

②一般自動車道

- ・2車軸のトラクタのみでトレーラを連結しておらず通行する場合、普通車料金とする。



- ・普通貨物自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上）が他の車両を連結して通行する場合・・・大型貨物自動車



- ・キャンピングカー等の、大型車を除く連結車両については、1台分の料金を徴収する。
- ・レッカー車、クレーン車等で事故車や故障車を牽引、又は牽引車が非牽引車をロープ、鎖等で牽引して通行する場合は、2台分の料金を徴収する。
ただし、被牽引車にナンバープレートがあるものに限るものとする。

小型特殊自動車及び大型特殊自動車の摘要について

自動車の種別	自動車の構造	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型特殊自動車	<p>一 以下に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p>			
	<p>二 ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特殊自動車	<p>一 上記第一号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km毎時以下のもの</p>	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下
	<p>二 上記第一号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km毎時未満のもの</p>			